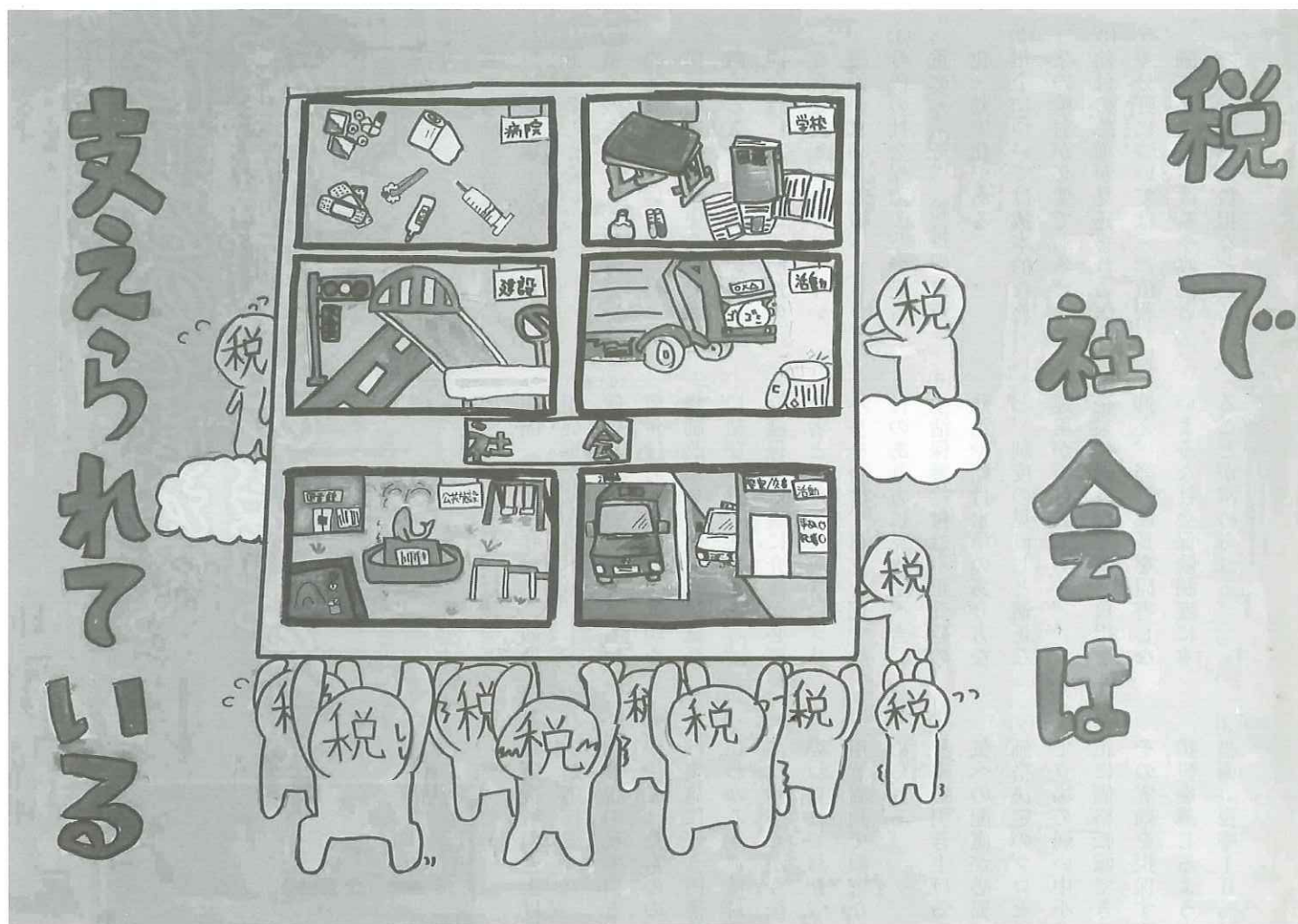


法人ニュース胆江

第12号 平成25年1月



2012 小学生による税のポスター展 金賞作品
奥州市立衣里小学校 6年 本城 凜華さん

今年もよろしく
お願いします。
けんた



社団法人胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢区東町4 TEL24-3141 FAX24-3148
URL <http://www.tankou.jp> Mail info@tankou.jp

平成25年度税制改正への法人会の提言

増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を！

法人会はこのほど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。有史以来60年近くに亘り、毎年、提言をまとめ、法人会は政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を続けてきています。25年度提言の要約を掲載します。



I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度に対する基本的考え方

○わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担は米国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」のバランスが求められているが、今回の消費税率引き上げにより「負担」面で一定の改善がなされる。

○しかし、今後の社会保障給付は年金だけでなく、医療、介護分野でより急速に増大することが見込まれており、その抑制が重要になってくる。そのためには過剰なば

らまきの給付を排し、「給付の重点化・効率化」を徹底するしかない。

要。また、薬価では後発医薬品（ジェネリック）の使用促進をはかるべき。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税の税率引き上げ時期が決まったものの、引き上げ実施に伴う円滑化対策やいわゆる逆進性対策については、多くが今後の議論に委ねられており、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。

(1) 税率を引き上げる際には景気への配慮が必要である。
(2) 価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう求める。
(3) 当面（税率10%程度まで

3. 財政健全化に向けて

○消費税の引き上げが決まったことで、わが国は財政の健全化と持続可能な社会保障制度の両立に向け一歩踏み出したといえる。しかし、これによって財政健全化目標が着実に達成されるわけではない。国と地方の長期債務残高は消費税を10%に引き上げてもさらに増加していくことが見込まれる。

○それにもかかわらず、来年度予算編成では公共事業を中心に与野党から歳出圧力が高まっており憂慮される。改めて聖域なき歳出削減の

(1) 今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化である。

(2) 年金については抜本的な施策の検討が必要である。

(3) 給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必

(4) 医療は成長分野としても位置付けられており、大胆な規制改革を行い着実に成長に結びつける必要がある。

(5) 介護保険は真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、自立を促す給付のあり方に見直すべき。

(6) 生活保護給付は不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である。

(7) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保険制度にすることが求められる。

徹底を求めるとともに、各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。地方を含めた政府、さらに立法府はそのことを深く認識し、「まず隗より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

6. 共通番号制度の導入について

○今後、個人情報保護の徹底や国民への周知を図り、積極的な活用に向けて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

○わが国の税制は先の抜本改革から20年以上が経過したが、その間に少子高齢化や人口減少社会、グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化が急進した。

○社会保障と税の一体改革で

消費税の引き上げが決まり、そうした問題に一定の対応は可能となるが、所得、資産を含めた改革はこれか

らである。

○その際には国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが求められる。そうした中、法人税率のさらなる引き下げ、所得税、相続税の見直しなども重要な課題である。

○度々引き下げ、所得税、相続税の見直しなども重要な課題である。

○今後、個人情報保護の徹底や国民への周知を図り、積極的な活用に向けて取り組んでいく必要がある。

○制度の創設、維持にかかるコストの明確化

○税務情報などプライバシー保護のための適切な法整備

○税務面と社会保障分野への活用により、納税者の利便向上や社会保障給付の適正につなげる

○法人実効税率は平成二十三

年度税制改正により5%引き下げられ一歩前進したが、アジア・欧州各国との税率格差は依然として大きい。

○こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

○法人実効税率30%以下の早期実現

○中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

○わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成二十一年度税制改正で

創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

○社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には、中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

○相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

○親族外承継に対する措置の創設

○事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

○中小企業の活性化に資する税制措置

○中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化を求める

○交際費課税の見直し

○損金不算入割合10%の撤廃

○資本金規模に関わらず一定

の損金算入を認める

③社会通念上、相当な慶弔費(1件当たり1万円程度)については、交際費の対象から除外する。

③役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入

②同族会社も利益運動給与の損金算入を認める

○国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりさらに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。

○広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき

○事業仕分けの手法を地方において幅広く導入すべき

○手当てなどを含めた地方公務員の人件費は依然として高く、適正水準への是正が必要である

○地方議会は大胆にスリム化

○平成二十一年度税制改正で

創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

○社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には、中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

○相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

○親族外承継に対する措置の創設

○事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

○中小企業の活性化に資する税制措置

○中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化を求める

○交際費課税の見直し

○損金不算入割合10%の撤廃

○資本金規模に関わらず一定

の損金算入を認める

③社会通念上、相当な慶弔費(1件当たり1万円程度)については、交際費の対象から除外する。

③役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入

②同族会社も利益運動給与の損金算入を認める

○国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりさらに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。

○広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき

○事業仕分けの手法を地方において幅広く導入すべき

○手当てなどを含めた地方公務員の人件費は依然として高く、適正水準への是正が必要である

○地方議会は大胆にスリム化

○平成二十一年度税制改正で

創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

○社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には、中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。

○相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

○親族外承継に対する措置の創設

○事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

○中小企業の活性化に資する税制措置

○中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化を求める

○交際費課税の見直し

○損金不算入割合10%の撤廃

○資本金規模に関わらず一定

の損金算入を認める

③社会通念上、相当な慶弔費(1件当たり1万円程度)については、交際費の対象から除外する。

③役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入

②同族会社も利益運動給与の損金算入を認める

○国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりさらに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。

○広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき

○事業仕分けの手法を地方において幅広く導入すべき

○手当てなどを含めた地方公務員の人件費は依然として高く、適正水準への是正が必要である

○地方議会は大胆にスリム化

するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき

(5) 行政委員会の委員は月1〜3回の非常勤にもかかわらず、多くの自治体で多額の月額報酬を得ている。日当制導入などが検討課題となる。

(6) 地方の自立・自助を推進する観点から、地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき。

IV. 震災復興

○被災地の復旧・復興については、一定の措置が講じられたものの、復興は遅々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応

2. 納税環境の整備
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的意見》

【所得税関係】

1. 所得税のあり方
(1) 基幹税としての財源調達機能を回復すべき
(2) 最高税率を引き上げる方向にあるが、経済活力に悪影響を与えること、地方税を含めて国際的に高い税率水準にあることから、慎重に対応すべき

(3) 各種控除制度の見直し

(4) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき

2. 少子化対策

3. 金融所得一体課税

【法人税関係】

1. 同族会社の留保金課税制度の廃止
2. 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲見直しは行うべきではない

【相続税・贈与税関係】

1. 相続税の課税強化は行うべきではない

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき

【消費税関係】

1. 消費税の滞納防止
2. 消費税率の引き上げによる影響を軽減するよう見直すべき

1. 消費税率の滞納防止
2. 消費税率の引き上げによる影響を軽減するよう見直すべき

【地方税関係】

1. 固定資産税の抜本的見直し
① 宅地の評価は収益還元価格で評価すべき
② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直すべき

③ 償却資産の評価方法は法人税の減価償却制度と連動した制度とすべき

④ 土地の評価は行政の効率化から評価体制は一元化すべき

また、将来的には償却資産に対する課税は廃止も検討すべき

2. 事業所税は二重課税であり、廃止を求める

3. 市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべき

4. 法人に対する安易な法定外目的税は課すべきでない

【その他】

1. 配当に対する二重課税の排除

2. 電子申告について

胆江法人会の要望活動

当会では十二月六日、及川会長と菅原専務理事が、小沢奥州市長、渡辺奥州市議会議長宛に提言書を手渡し、要望活動を行いました。今後、地元選出の国会議員小沢一郎議員にも同要望を行うこととなっています。



奥州市長 小沢 昌記氏



奥州市議会議長 渡辺 忠氏

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

[e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!]

平成24年分は最高3,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

■ 税務署からのお知らせ ■

復興特別法人税のあらまし

復興特別法人税制度が平成24年4月1日から施行されています。

■復興特別法人税の課税の対象となる事業年度（課税事業年度）は

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています。

《イメージ図》



■復興特別法人税の額は

次の算式により計算した金額となります。

$$\text{復興特別法人税の額} = \text{課税標準法人税額} \times 10\%$$

課税標準法人税額は、原則として「法人税申告書別表一（一）」の2欄となります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。水沢税務署法人課税部門 (Tel24-51111自動音声案内で2番を選択してください。) までお問い合わせください。

所得税確定申告書の作成もできる国税庁ホームページのご案内

国税庁では、確定申告書を簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」を設けています。

■申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書の作成がこんなに便利です。

- ・画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
 - ・1月15日(火)～3月15日(金)まで24時間利用可能です。
 - ・作成した申告データをe-Taxで送信することもできます。(プリントアウトして郵送等により提出することも可能です。)
- 是非ご利用ください。



■確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続を判り易く説明しています。

- ・医療費控除の還付申告
- ・住宅ローン控除の還付申告

なお、不明な点がございましたら、水沢税務署個人課税部門 (Tel24-51111自動音声案内で2番を選択してください。) までお問い合わせください。



夢を語り完成図を示してもみんなを引く張るのがリーダーの役目だ

【作家】
神 渡 良 平

る立場に立てるものではない。誰でも下積みのおかげがあり、忍耐を強いられるときがある。そうした時代を経て、部門の長となり、人を動かして仕事をすることができるようになる。

所長)を採り上げてみよう。

リッツ・カールトンの成功の秘密

少子化、高齢化、そしてデフレなど、長期不況が続き閉塞感が広がる中、リーダーに求められる資質が改めて問われている。というのもこの経済状況の中でも伸びている企業は伸びているから、それらの経営者はどういう特性を持っているのか研究してみる必要がある。

そこでまず第1に、日経BPの調査で最もきめ細かなホスピタリティを提供しているホテルとして、並みいる老舗ホテルを抜いて1位に躍り出たリッツ・カールトン大阪をつくりあげた高野登・前リッツ・カールトン日本支社長(現・人とホスピタリティ研究

高野氏のリーダーシップにはこういうエピソードがある。世界中に85のラグジュアリーホテルを展開するリッツ・カールトン・ホテルグループの総帥ホルスト・シユルツィ氏がリッツ・カールトン大阪の視察にやってきたとき、そのきめ細かなホスピタリティに感動し、「ここに世界中の支配人に集まってもらい、研修会を開こう」と決めたという。

ホテルの業務を仔細に見てみると、フロント、レストラン、宴会場、ルームサービスなどいろいろある。個々の業務でお客さまの納得をいただくことができなければ、そのホテルの評価は下がることになる。しかるに個々の業務は

年がら年中同じことの繰り返し

しだから、変わり映えがしなくて、個々の従業員はぼやくことになりかねない。

そんなときリーダーはホテルが実現しようとしている夢を語り、目指しているホスピタリティを説いて、個々の従業員を励まさなければならぬ。

ジグソー・パズルは完成図があると、個々のピースに描かれている絵柄からだいたいこのあたりだろうと場所が類推できるから仕上がっていく。完成図がなければ仕上がるのに時間がかかる。リーダーはこの完成図を持っている人であり、それを見せながら、みんなを鼓舞できる人のことである。高野さんはそれをやって個々の従業員の士気を

鼓舞し、見事な評価を勝ち得たのだ。

実は旅行者の投票によって「日本最高のおもてなし」と評価され、32年間第1位の座を守り続けている石川県和倉温泉の加賀屋は、もう20年間、毎年20名の従業員を1か月間、カリフォルニアにあるリッツ・カールトン・ラグナニゲルに送って訓練している。日本最高のおもてなしを提供してといわれる加賀屋ですらリッツ・カールトンのホスピタリティには学ぶものがあるのだ。

人生はウェイティング・ゲームだ

人間は誰しも日の当たる立場に立ちたいものである。しかしながら当初から日の当た

従ってこの下積みときは他日のときの準備期間ということになる。このときしっかり自分を磨き準備した人は、時が来たとき見事なマネジメント能力を発揮することができる。

ところがこの下積みの期間を受け身で過ごしている人は人をうまく使えない。命令口調で指示を出し、人を顎で使ってしまうから、人間関係がどうしてもぎくしゃくしてしまうのだ。

そう考えると、下積みの期間こそが大事だということになる。人の上に立つ人がそういうことをアドバイスし、若い人を引っ張っていったとき、みんなは気遣いができるようになり、身を入れて仕事をできるようになる。

幕末の儒学者で徳川幕府唯一の大学機関だった晶平坂学問所で教鞭をとっていた佐藤一斎は『言志録』に「著眼高ければ、理を見て岐せず」と書いてある。「高い所から見ることが出来る人は、物事の道理がよく見え、心が迷うことがない」という。上述の事例はこの言葉の意味を語ってあまりある。

リーダーは大所高所に立って物事を見ることが出来る人であり、個々の事例に埋没して全体を見失ってしまうことがない人である。そういう人でなければ人を鼓舞することはできない。

聖光学院高校が強豪校になつた秘密

現有勢力の力量をアップし、戦う集団をつくることは、リーダーたる者に課せられた使命である。その点に関しては、福島県代表として甲子園の土を6回踏み、ベスト8まで進み、福島県公式戦では何と76連勝を続けている聖光学

院高校野球部の斎藤智也監督が強豪校を育てあげてきた経緯は非常に参考になる。

斎藤監督が聖光学院高校野球部を率いるようになったのは平成11年のことである。それまで野球部長を13年務めたが、当時福島県代表の常連校だった私学2強（東北日大高校と学法石川高校）には一度も勝てていなかった。これを倒さないかぎり甲子園には行けない。

野球技術や体力において、ずば抜けたものを持っている私学2強に勝つためにはどうしたらいいか。考えた末にした結論は個々の選手たち至った結論は個々の選手たちの人間力を高めることだった。もちろんしっかりと野球技術や体力増強にも腐心するが、それ以上にものごと動じない選手たちをつくることに心血を注いだ。

高校野球では精神面のもろさがもろに出ることが多い。一つの失策が次の失策を生んで、勝っていた試合を失ってしまう。それを人間学の学び

でカバーしようというのだ。

人間学を学んで天地の理法を身につけたとき、少々のことがあつても動じなくなる。そのため私も拙著『安岡正篤「運命を拓く」』『中村天風「幸せを呼び込む思考」』（共に講談社新書）などを使って講話した。いずれも人間学の書だ。

たとえば『言志録』は「天下のこともと順逆なく、わが心に順逆あり」と明言している。順境とか逆境というのは外に理由があるのではなく、自分の心がそれを生み出しているというのだ。人間はできない理由を外に求めて、自分を納得させるものだ。ところが「順逆はわが心にあるのだ」と受け止めて覚悟を決めたとき、肚が決まる。あれこれ責任転嫁する理由を探さない。そして真に努力するようになる。真価が発揮されるようになる。

光りの海となつた雲海の感動

聖光学院では千日回峰行を

達成した塩沼亮潤大阿闍梨も講話された。塩沼大阿闍梨は吉野の蔵王堂を深夜2時に出発し、釈迦ヶ岳の頂上を踏んで往復40数キロの山道を下ってくる荒行を千日間行い、達成した人である。途中で挫けたら即刻腹を切って死ぬ覚悟で、脇差を差していたという。

その荒行で一番感動したのは朝の4時過ぎ、山の麓が雲海に被われ、それに朝日が指して黄金の海に変わるときだ。荘嚴な光景に直面したとき、自分のいのちは仏さまから授かったものだと感じ、この人生を精一杯生きようと決意したという。

それを聴いた斎藤監督は同じような体験を選手たちにさせようと、吾妻連峰から学校までの真つ暗な山道を5時間かけて下り、早朝4時過ぎ光り輝く雲海に出合うようにした。すると選手たちは荘嚴な光の海を見て、感動し、法悦の涙さえ流す者もいた。「もう勝ち負けは度外視して、いさぎよい試合をしよう。授

かったいのちを最大限発揮するだけだ」

こうした体験によって覚悟ができたチームだから少々の失策があつてもそれに引きずられることなく、堂々と戦って勝利を収めることができた。斎藤監督は強さの秘訣を尋ねられて、「私は選手たちにもうまい選手であれとは言いません。それよりも強い人間であれと言っています」と答えている。強い人間はたとえ窮地に陥つても簡単にはあきらめず、それを跳ね除けていく。そんなしぶとい人間がチームを組めば強いチームになる。だからこそ斎藤監督はチーム育成の中心に人間学の学びを置いていくのだ。

こうした例を見ると、リーダーの役割が自ずから見えてくる。夢を語り完成図を見せて、みんなのモチベーションを高め、打って一丸となった組織をつくりあげることだ。そういう組織は不況ものともしない。

小学生による 税のポスター展

青年部会の租税教育事業、小学生による税のポスター展が、十一月の税を考える週間にあわせて行われた。胆江管内の小学校六年生による一六四点の力作をメイプル二階に展示した。また、水沢税務署長を始めとする審査員が選考し、優秀作品を表彰した。金賞には衣里小学校の本城凜華さんが受賞し、このほど菅原青年部会長が同小学校を訪れ、賞状と記念品を手渡した。

入賞作品は確定申告時期に水沢税務署に掲示される。金・銀・銅賞は次のとおり。

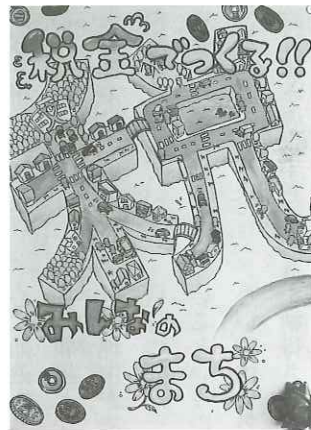
- 〔金賞〕 衣里小学校 本城 凜華
- 〔銀賞〕 水沢南小学校 原 隼騎
- 〔銅賞〕 水沢南小学校 増田 伊吹
- 衣里小学校 菅原 涼真



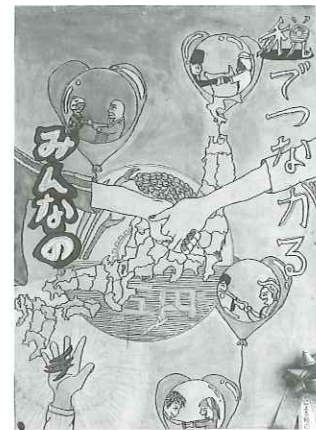
受賞した衣里小学校
児童のみなさん



衣里小学校 菅原 涼真さん



水沢南小学校 増田 伊吹さん



水沢南小学校 原 隼騎さん



戸羽市長に手渡す柳田水沢支部長(右)

十二月三日、水沢支部と胆沢支部では陸前高田市視察研修会を行った。被災地支援の本事業には、二十五名が参加しバスで同市を訪れ、震災語り部ガイドによる被災地見学をした後、地元物産の買物をした。その後、市役所において陸前高田市長の戸羽太氏による講演を受講した。

また、当会から同市へ復興支援の寄付を行った。寄付金は奇跡の一本松保存に役立たれる。

陸前高田市 視察研修 〔水沢支部・胆沢支部〕



釜石地区女性部会長に手渡す小平女性部会長(左)

十月三十日、小平女性部会長が釜石市を訪れ、東日本大震災津波で甚大な被害を受けた釜石地区法人会女性部会へ、被災地復興支援事業として九月に水沢商人まつりで行ったバザーの売上金全額及び女性部会員から受けた寄付の九〇、一二一円を寄付した。

釜石市及び大槌町の多くの会員企業が被災した同会の運営に役立たれます。

女性部会 被災地復興支援 釜石地区法人会へ寄付

📷 カメラレポート 📺



租税教室 青年部会員が講師(赤生津小学校)



講演会「社長大学」講師 水沢警察署長



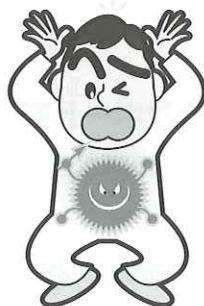
新発足 菅原内閣!? (青年部会視察研修会、首相官邸)



女性部会講演会 講師 三遊亭圓丸師匠

法人会会員企業にお勤めの皆様には、
お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険なら



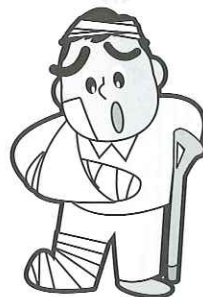
— 法人会 —

生きるための
がん保険 Days

■引受保険会社(お問い合わせ先)

Afiac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

医療保険なら



— 法人会 —

もっと頼れる医療保険
新EVER
エヴァー

盛岡支社
〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13階
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505



法人会の経営者大型総合保障制度

**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIIDO 大同生命

東北支社 岩手南営業所/奥州市水沢区東町4番地
(タイコー壱番館3F) TEL 0197-23-5619



AIU 保険会社

盛岡支店/岩手県盛岡市大通3-3-10
(七十七日生盛岡ビル5F) TEL 019-653-1411



法人会のビジネスガード

Business Guard Series



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

- 政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**
- 企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターズ)**
- 火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**
- 個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

AIU 保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

盛岡支店

〒020-0022

岩手県盛岡市大通 3-3-10 (七十七日生盛岡ビル 5F)
TEL.019-653-1411 FAX.019-623-3541

(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。